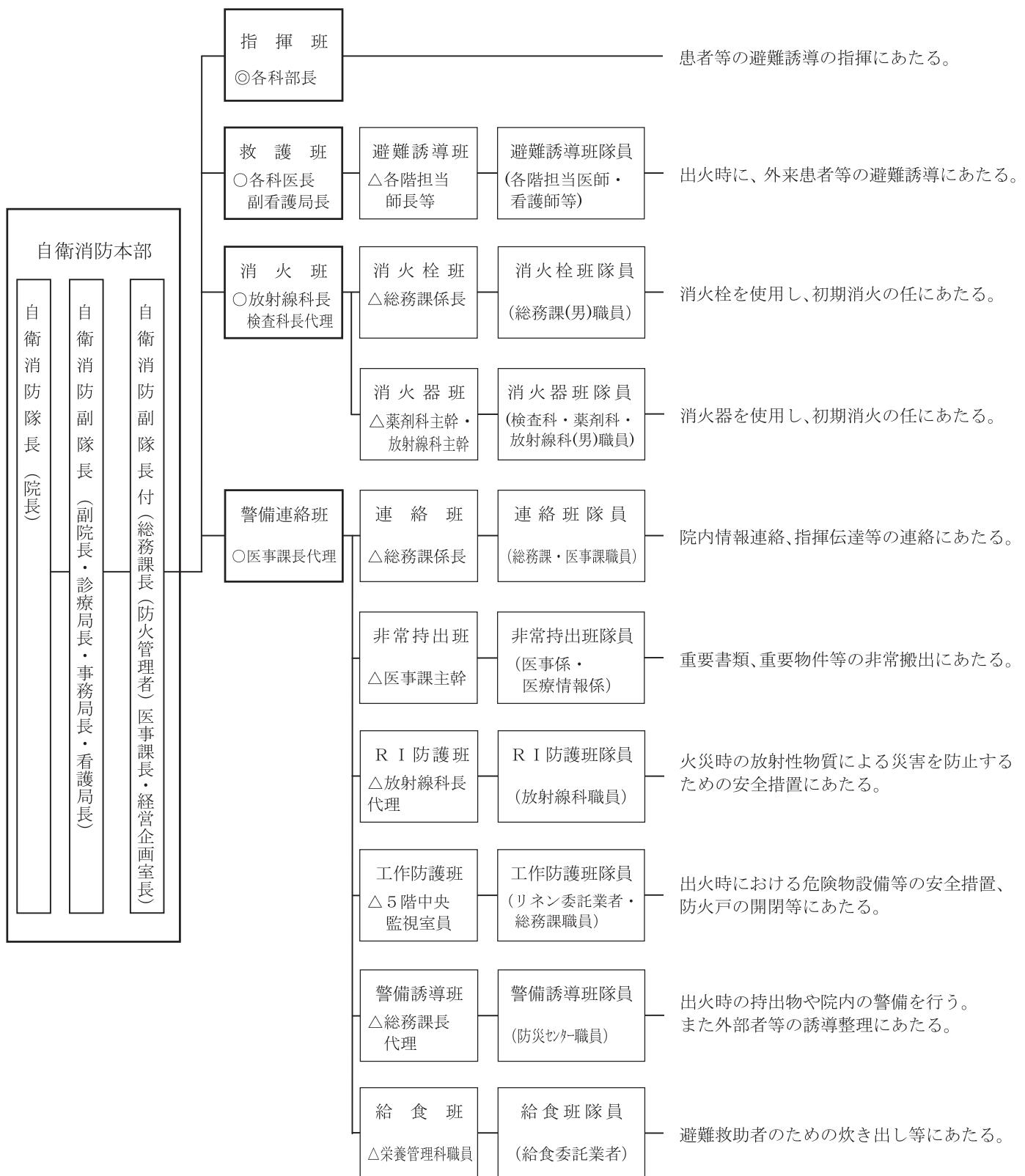


5. 防災体制

(1) 火災発生時の防災体制（時間内）

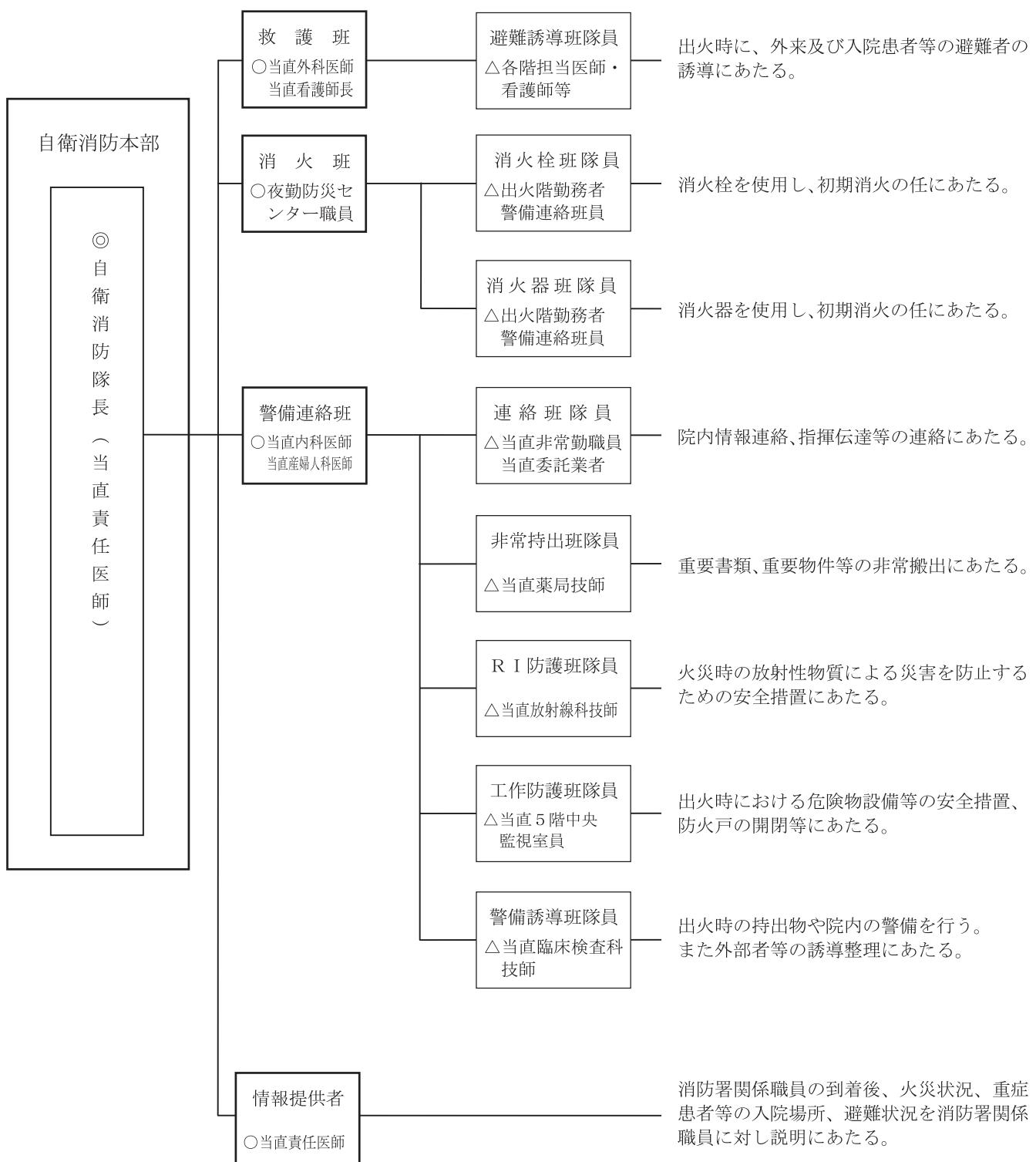


※1 防災体制の時間内とは、平日の午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 避難誘導班の地下階、1、2、3階担当者（隊員）は、外来患者等避難者の避難が完了したい指揮班の指示に従い、入院患者の避難誘導及び避難所、救護班の任務につく、また薬局、総務課、医事課の職員は、外来患者の避難誘導にあたること。

3 ◎印は、総括班長 ○印は、班長 △印は、責任者です。

(2) 火災発生時の防災体制（時間外）



※1 防災体制の時間外とは、平日の午後5時15分から午前8時45分及び土曜日、日曜日並びに祝祭日とする。

2 当直責任医師は、時間外の突発事故に際しては、院内全勤務者を指揮して、これに対処する任務があり、院長来院の際、直ちに状況とその措置について報告しなければならない。

出火と同時に出火階において入院患者の避難誘導にあたること。ただし、各病棟に1名は残ること。

患者の避難誘導が完了しだい、医師、看護師はそのまま患者の救護にあたる。

病院官舎に在宿している医師並びに看護師は、出火連絡がありしだい患者の避難誘導及び救護にあたること。

3 ◎印は、隊長 ○印は、班長 △印は、隊員です。